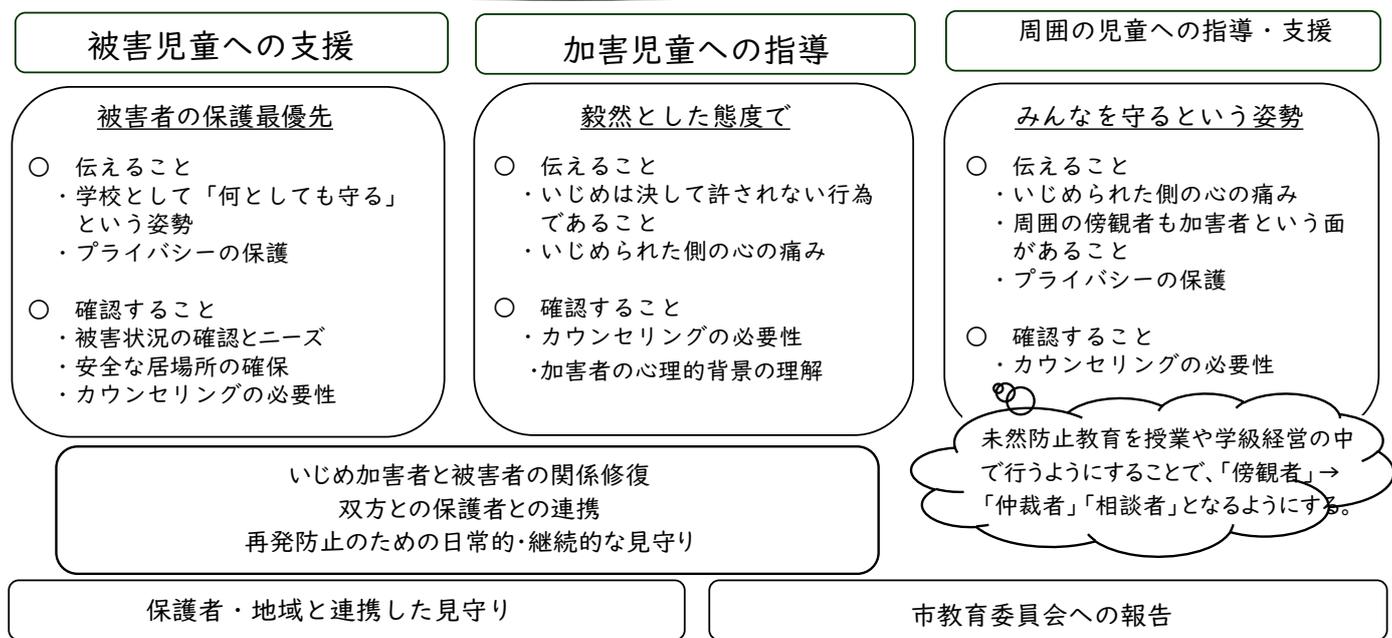
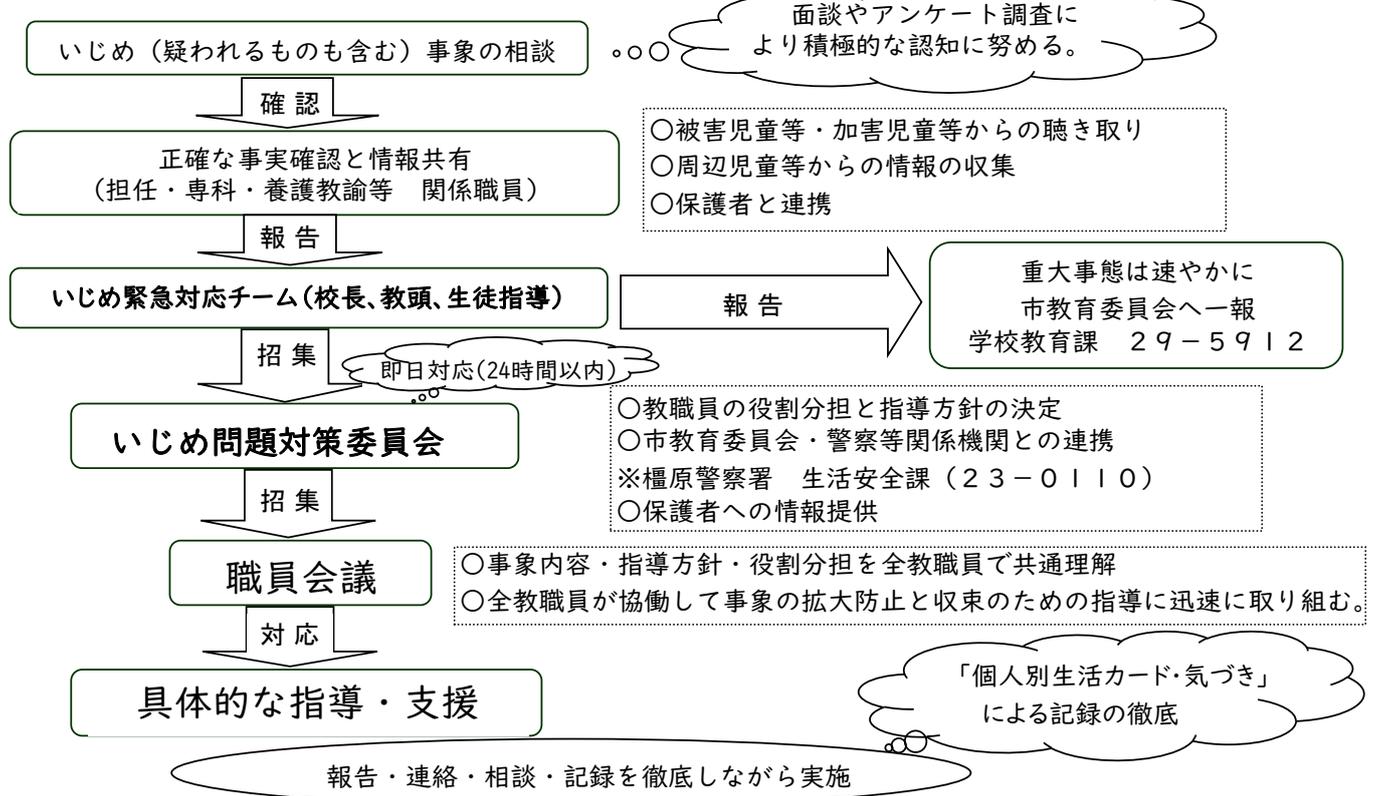


- 学校におけるいじめの防止、早期発見、対処等に関する措置を実効的に行うための常設の組織とする。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 必要に応じてSC、スクールライフサポーター、SSW檀原市の弁護士等、外部専門家にアドバイスをもらうようにする。

いじめが起こった時の組織対応の流れ



重大事態への対応

- ・速やかに市教育委員会に報告するとともに、早い段階から専門家に関わってもらうようにする。必要に応じて児童相談所や警察等関係機関、福祉関係等にも連絡する。
- ・ケース会議でアセスメント（背景にある人間関係、被害児童の傷付きの程度、加害児童の抱える問題）をしっかりと行い、働きかけのプランニングを行う。
- ・保護者に対しきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くようにする。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。

